

「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」研究開発領域、
同領域研究開発プログラム「地域に根ざした脱温暖化・環境
共生社会」、同プログラム研究開発プロジェクト中間評価・
同プログラム研究開発プロジェクト事後評価

評価報告書

平成23年4月25日
独立行政法人科学技術振興機構
社会技術研究開発センター 評価委員会

目次

1. 評価の概要	3
1-1. 評価対象	3
1-2. 評価の目的	4
1-3. 評価委員	4
1-4. 研究開発領域・研究開発プログラムの概要	5
1-5. 評価方法	10
2. 研究開発プログラム「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」平成20年度採択研究開発プロジェクト中間評価	11
2-1. 研究開発プロジェクト「地域共同管理空間（ローカル・コモنز）の包括的再生の技術開発とその理論化」 研究代表者：桑子敏雄（東京工業大学大学院社会理工学研究科 教授）	11
2-2. 研究開発プロジェクト「小水力を核とした脱温暖化の地域社会形成」 研究代表者：駒宮博男（特定非営利活動法人地域再生機構 理事長）	14
2-3. 研究開発プロジェクト「地域力による脱温暖化と未来の街－桐生の構築」 研究代表者：宝田恭之（群馬大学大学院工学研究科 教授）	17
2-4. 研究開発プロジェクト「名古屋発！低炭素型買い物・販売・生産システムの実現」 研究代表者：千頭聡（日本福祉大学国際福祉開発学部 教授）	20
2-5. 研究開発プロジェクト「中山間地域に人々が集う脱温暖化の『郷（さと）』づくり」 研究代表者：藤山浩（島根県中山間地域研究センター 地域研究グループ科長）	23
3. 研究開発プログラム「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」平成20年度採択研究開発プロジェクト事後評価	26
3-1. 研究開発プロジェクト「エコポイント制度を活用したエコサービスビジネスモデルの検証」 研究代表者：亀山秀雄（東京農工大学専門職大学院技術経営研究科 教授）	26

3-2. 研究開発プロジェクト「東北の風土に根ざした地域分散型エネルギー社会の実現」	
研究代表者：両角和夫（東北大学大学院農学研究科 教授）	
.....	29
4. 研究開発領域・研究開発プログラム「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」	
中間評価.....	31
4-1. 総合評価.....	31
4-2. 研究開発プロジェクトの選考.....	31
4-3. 研究開発領域・研究開発プログラムの運営.....	32
4-4. 研究開発成果の状況.....	33
4-5. 研究開発領域の目標達成.....	33
4-6. 留意事項等.....	34
【参考資料】	
参考1：検討経緯.....	35
参考2：社会技術研究開発事業に係る課題評価の方法に関する達.....	36

1. 評価の概要

社会技術研究開発センター評価委員会は、科学技術振興機構の「社会技術研究開発事業に係る課題評価の方法等に関する達」に基づき、「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」研究開発領域、同領域研究開発プログラム「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」、及び同プログラム平成20年度採択研究開発プロジェクトの中間評価、事後評価を実施した。

1-1. 評価対象

「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」研究開発領域（領域総括：堀尾正靱／東京農工大学 名誉教授）、同領域研究開発プログラム「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」、及び同プログラム平成20年度採択研究開発プロジェクト7課題（別表1、2）の平成22年度中までの研究開発の進捗状況と研究開発成果を評価の対象とした。

(別表1) 中間評価対象課題

カテゴリー(*)	研究開発プロジェクト名	研究代表者	所属・役職
I	地域共同管理空間(ローカル・コモンズ)の包括的再生の技術開発とその理論化	桑子 敏雄	東京工業大学大学院 社会理工学研究科 教授
II	小水力を核とした脱温暖化の地域社会形成	駒宮 博男	特定非営利活動法人地域再生機構 理事長
II	地域力による脱温暖化と未来の街－桐生の構築	宝田 恭之	群馬大学大学院 工学研究科 教授
II	名古屋発！低炭素型買い物・販売・生産システムの実現	千頭 聡	日本福祉大学 国際福祉開発部 教授
II	中山間地域に人々が集う脱温暖化の『郷(さと)』づくり	藤山 浩	島根県中山間地域研究センター 研究企画監

(別表2) 事後評価対象課題

カテゴリー(*)	研究開発プロジェクト名	研究代表者	所属・役職
I	エコポイント制度を活用したエコサービズビジネスモデルの検証	亀山 秀雄	東京農工大学専門職大学院 技術経営研究科 教授
II	東北の風土に根ざした地域分散型エネルギー社会の実現	両角 和夫	東北大学大学院 農学研究科 教授

(*) カテゴリーI：数百万円／年

問題解決のために必要な調査研究等を行い、新たな手法・選択肢の提示、政策提言等をアウトプットするもの

(*) カテゴリーII：1～3千万円程度／年

問題解決のための分野横断的計画・実践手法の開発とその科学的実証（期間中にPDCAサイクル*を最低一回まわす）を目指すもの。【*PDCAサイクル：P（計画）、D（実行）、C（評価・分析）、A（改善）からなる一連のサイクルのこと。】

1-2. 評価の目的

研究開発プロジェクトの中間評価は、研究開発プロジェクト毎に、研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直し等を行うことにより、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

研究開発プロジェクトの事後評価は、研究開発プロジェクト毎に、研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

研究開発プログラム及び研究開発領域の中間評価は、研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、研究開発領域の目標の達成に向けた状況や研究開発マネジメントの状況を把握しこれを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直し等を行うことにより、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

1-3. 評価委員

本評価は社会技術研究開発センター評価委員会が実施した。また、専門の事項を調査するために「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」分科会を設置した。評価委員会及び分科会の構成員は以下の通りである。

評価委員会委員

役職	氏名	現職
委員長	有信 睦弘	東京大学 監事
「脳科学と社会」 分科会主査	甘利 俊一	(独)理化学研究所 脳科学総合研究センター 特別顧問
	小川 眞里子	三重大学 教授
	鈴木 良次	金沢工業大学 教授／研究支援機構顧問
「情報と社会」 分科会主査	辻井 重男	中央大学研究開発機構 教授
	富浦 梓	東京工業大学 元監事
	中島 尚正	学校法人海陽学園 海陽中等教育学校 校長
「地域に根ざした脱温暖化・環 境共生社会」分科会主査	西岡 秀三	(独)国立環境研究所 特別客員研究員
「科学技術と人間」 分科会主査	似田貝 香門	東京大学 名誉教授
「犯罪からの子どもの安全」 分科会主査	向殿 政男	明治大学 理工学部 教授

「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」分科会委員

役職	氏名	現職
主査	西岡 秀三	(独) 国立環境研究所 特別客員研究員
委員	足立 直樹	(株) レスポンスアビリティ 代表取締役
委員	枝廣 淳子	(有) イーズ 代表
委員	大澤 啓志	日本大学 生物資源科学部 植物資源科学科 准教授
委員	柏木 孝夫	東京工業大学 ソリューション研究機構 教授
委員	加藤 博和	名古屋大学大学院 環境学研究科 准教授
委員	小林 紀之	日本大学大学院 法務研究科 客員教授
委員	山川 充夫	福島大学 人文社会学群経済経営学類 教授

1-4. 研究開発領域・研究開発プログラムの概要

「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」研究開発領域は、平成20年度より開始され、平成25年度終了予定である。研究開発領域の規模は、6年間で20億円程度を想定している。本研究開発領域は一つのプログラムしか持たない。従って、研究開発領域と研究開発プログラムの目標及び概要は同一である。

1-4-1. 研究開発領域・研究開発プログラムの目標

- (1) 地域に根ざした脱温暖化・環境共生に関わる研究開発を、持続可能な社会システム実現のための、横断的で総合的な、新たな発想に基づく取組みとして構想し、地域の現場においてその科学的実証を試みる。さらに、それらが国内外で有効に活用されるよう、一般化、体系化を目指す。
- (2) 「活力ある地域作りを、脱温暖化・環境共生の視点から再定義して進めること」の重要性が認知され、定着することを目指して、既存の取組みや施策、行政システム、制度等を科学的に整理・分析し、新しい脱温暖化のための地域システムづくりの道すじを見出すための分野横断的な計画・実践手法、新しい価値の評価手法、及びそれらの普及方法を開発する。

なお、目標達成に向けては、以下の重要性を考慮する。

- ・ 地域社会を分野横断的・総合的かつ内発的な視点から、持続性のある技術－社会システムに発展させる豊かな問題把握

- ・産学官市民や、自然科学系研究者と人文社会科学研究者との適切な連携
- ・持続的・自律的な地域社会の主体となる人材の形成のための方法論の構築と実践
- ・地域住民やステークホルダーが地域の持続的な未来像を構築し、共有するための多様な「場」の形成

1-4-2. 研究開発領域・研究開発プログラムの概要

地球温暖化と大規模な気候変動の危機の解決は、2050年までに世界の温室効果ガス（GHG）排出量を半減させるといふ、大きな課題を我々に課している。わが国も先進国の一員として、自国からの排出を80%程度削減するという、未曾有の挑戦を行なおうとしている。このような挑戦はすでに先進国から始められており、それなしには、現代世界のなかで、有利な政治的・経済的状况を実現することはできない。GHGの大幅削減は自国の生存のための課題としてもきわめて重要であると言ってよい。温暖化と気候変動の問題は、多様な環境問題の中でも、最も重要な課題の1つとなっている。

しかし、従来（2007年以前の我が国の）脱温暖化に向けた取り組みでは、目標の実現を明確にしていないものが多く、観測や分析、新エネルギー等の先端的な技術の開発を進めることに重きが置かれてきた。また、温暖化対策に対して効果のある適正な技術を私たちの生活の中に生かしていく方法や、潤沢な石油の供給に頼って展開されてきた現代社会の諸様式を根本から見直そうとする試みはあまり実施されてこなかった。これからは、持続可能社会の実現に有効な適切な技術の展開と、人々のライフスタイルの変革とをリンクさせながら、国民的規模で新しい技術-社会システムに移行させていくための道すじを開発することが必要である。

本領域では、現代の環境関連課題やとりわけ温暖化対策を、新技術の開発や導入のレベルでとらえるのではなく、産業革命以来の近代化の流れの中の、とくにこの50-60年間の、大きな社会変化の中でとらえ、中山間地の過疎化、2008年の金融危機の後の雇用危機、燃料価格高騰により地域経済が被った被害等の問題にリンクさせ、新しいライフスタイル、人々の協働のネットワーク、法制度・政府の諸規則・税制等の開発を含む、グリーンイノベーションと分権化に向けた社会的なアクションとしてとらえる。そのうえで、これらの問題の解決方法を、「現場目線」と「適正技術」の視点から検討し、エネルギー自給能力のある地域づくりに向けて、その担い手づくりを含めた総合的な取り組みを創出することを、重要な課題として掲げる。

同様に、これまで、保護・再生という観点からとらえられる傾向が強かった自然の問題も、人間との共存の問題としてとらえ直し、手入れの行き届いた森林や湿原の炭素貯蔵庫としての機能の維持拡張といった視点を加味して評価したり、木材利用の促進に基づく経済的裏付けのあるバイオマス利用や炭素の社会的ストックを正当に評価したり、過疎地域を「住みたくなる地域」とすることによって都市から地方に人々が移り住むことがもつ脱温暖化効果にも視点を当て、「石油漬けの近代化」からの脱却と連結していくといった、社会技術的アプローチを促進する。

1-4-3. 研究開発領域・研究開発プログラムの必要性

昨今の経済状況の悪化を受け、環境と経済の両立は、現在我が国の政策上もっとも重要

な課題の一つとなっている。現政権の「新成長戦略」では、グリーンイノベーションによる環境・エネルギー大国戦略が基本方針の一つとして掲げられているが、そこでは、気候変動の問題はもはや要素技術で対応できる範囲を超えており、新たな制度設計や制度の変更、新たな規制・規制緩和等の総合的な政策パッケージにより、低炭素社会づくりを推進するとともに、環境技術・製品の急速な普及拡大を後押しすることが不可欠である、という認識が示されている。

現在我々が直面している環境や経済の問題は、現在の技術体系の部分的な問題ではなく、まさにこの数百年にわたる「近代化」と、この50年間に石油依存型の大量生産・大量消費社会が世界的に急展開したことがもたらした、現代文明社会の本質にかかわる問題であり、現在と未来のすべての人々の生活にかかわる問題である。気候変動問題の解決に本格的に取り組もうとするとき、従来の化石由来エネルギー中心のエネルギー供給システムと多消費型生活様式の大規模な変革はもはや避けられないだろう。この脱温暖化への取り組みを本格的なものしていくためには、全国の地域における活発な取り組みが不可欠である。幸いにして、脱石油は、多くの場合、コスト削減と矛盾するものではないので、地域を形作る様々な要素（たとえば、資源循環、生態系・生物多様性保全、伝統文化の継承をも含めた総合的な活力のある地域づくり）を、温暖化対策の一環として再定義し、温暖化対策という定量的指標と結合させて進めることも、有効なはずである。さらに、それぞれの地域の風土に合わせた取り組みを促がすという意味で、地方分権の推進とのリンクも重要な要素となる。

このような社会システムの変革を伴う壮大な課題に対しては、従来型の、観測・分析・先端要素技術の開発等に重きが置かれた環境保全、温暖化対策のための研究や、環境倫理の鼓吹を中心とした環境活動や環境教育だけでは対応しきれないはずである。科学技術と社会システムのそれぞれを脱温暖化型に変革しながら、活力のある分権型の地域から成る持続的な社会をつくる、ということが現代的な課題の定義と考えられる。このような課題設定を重視し、脱温暖化の研究開発の在り方自体を、技術－社会システムの変革の重要性が広く認識されつつある時代に見合った、より柔軟なものに再編していく必要がある。地域における技術や社会システム要素（行政システムや法制度）を変革し、持続的な技術－社会複合システムを創出する研究開発を、それぞれの地域固有の条件に合わせて進めるといった実践的な研究開発がいま求められている。

このような研究開発を行っていくためには、地域という現場における産学官市民と人文社会科学及び自然科学双方の連携に立脚した研究開発を実施することが、きわめて重要である。科学技術と社会の関係を見直しながら、新たな社会的・公共的価値の創出を目指す社会技術研究開発センターにとって、上記のような性格を有する研究開発課題は極めて重要なものの一つとして位置づけられる。

なお、平成20年度から平成22年度までに採択した課題は、以下の通りである。企画調査は、研究開発プロジェクトへの提案を具体化するために半年間行う調査である。

<平成20年度採択研究開発プロジェクト>

カテゴリー(*)	研究開発プロジェクト	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
I	エコポイント制度を利用したエコサービスビジネスモデルの検証	亀山 秀雄	東京農工大学専門職大学院 技術経営研究科 教授	2年間 ※2
	環境共生型地域経済連携の設計・計画手法の開発	黒田 昌裕	東北公益文科大学 学長	3.5年間
	地域共同管理空間(ローカル・コモンズ)の包括的再生の技術開発とその理論化	桑子 敏雄	東京工業大学大学院 社会理工学研究科 教授	5年間 ※1
	滋賀をモデルとする自然共生社会の将来像とその実現手法	内藤 正明	滋賀県琵琶湖環境科学研究センター センター長	3.5年間
II	小水力を核とした脱温暖化の地域社会形成	駒宮 博男	特定非営利活動法人地域再生機構 理事長	5年間 ※1
	地域力による脱温暖化と未来の街-桐生の構築	宝田 恭之	群馬大学大学院 工学研究科 教授	5年間 ※1
	名古屋発!低炭素型買い物・販売・生産システムの実現	千頭 聡	日本福祉大学 国際福祉開発学部 教授	5年間 ※1
	中山間地域に人々が集う脱温暖化の『郷(さと)』づくり	藤山 浩	島根県中山間地域研究センター 研究企画監	5年間 ※1
	東北の風土に根ざした地域分散型エネルギー社会の実現	両角 和夫	東北大学大学院 農学研究科 教授	1.5年間 ※2

(*) カテゴリーI：数百万円/年

問題解決のために必要な調査研究等を行い、新たな手法・選択肢の提示、政策提言等をアウトプットするもの

(*) カテゴリーII：1～3千万円程度/年

問題解決のための分野横断的計画・実践手法の開発とその科学的実証(期間中にPDCAサイクル*を最低一回まわす)を目指すもの。【*PDCAサイクル:P(計画)、D(実行)、C(評価・分析)、A(改善)からなる一連のサイクルのこと。】

※1 今回の中間評価対象 研究開発プロジェクト ※2 今回の事後評価対象 研究開発プロジェクト

<平成20年度採択研究開発プロジェクト企画調査>

研究開発プロジェクト	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
都市・農村の広域連携による低炭素生活圏モデルの構築	小出 浩平	株式会社ソシオエンジン・アソシエイツ 執行役員	6ヶ月間
CO ₂ Free やまなしの実現と課題研究	鈴木 嘉彦	山梨大学大学院 医学工学総合研究部 教授	6ヶ月間

＜平成21年度採択研究開発プロジェクト＞

カテゴリー(*)	研究開発プロジェクト	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
I	地域間連携による地域エネルギーと地域ファイナンスの統合的活用政策及びその事業化研究	飯田 哲也	特定非営利活動法人 環境エネルギー政策研究所 所長	3年間
II	快適な天然素材住宅の生活と脱温暖化を「森と街」の直接連携で実現する	田中 優 ※1	一般社団法人 天然住宅 共同代表	4年間

※1 平成21年10月～平成22年5月 外岡豊（埼玉大学経済学部 教授）が研究代表者。
平成22年6月より、田中優（一般社団法人天然住宅 協働代表）が研究代表者へ就任。

＜平成21年度採択研究開発プロジェクト企画調査＞

研究開発プロジェクト	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
宮古島での地域協働型環境モデル都市実現に向けての課題調査	酒井 一人	琉球大学 農学部 教授	6ヶ月間
10歳までの脱温暖化学習プログラムと親子の脱温暖化学習プログラムの素案づくり	佐和 隆光	立命館大学 政策科学 研究科 教授	6ヶ月間
バイオマス資源を活用したエネルギー自立型社会の構築を目指して（離島モデル）	田島 順逸	北海道利尻町 町長	6ヶ月間
「森とともに生きる山武」森林共生型社会システム構築に関する調査	中込 秀樹	千葉大学大学院 工学 研究科 教授	6ヶ月間
文教活動をてこにした文の京の脱温暖化可能性調査	花木 啓祐	東京大学大学院 工学 系研究科 教授	6ヶ月間
エネルギー自立集落を核としたバリオリージョン形成シナリオの構築	三浦 秀一	東北芸術工科大学 建築・環境デザイン学科 准教授	6ヶ月間
「自転車都市・京都」実現へのプロセスイメージの具体化	山田 章博	有限会社市民空間きょうと 取締役／代表	6ヶ月間

＜平成22年度採択研究開発プロジェクト＞

カテゴリー(*)	研究開発プロジェクト	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
I	環境に優しい移動手段による持続可能な中山間地域活性化	大日方 聡夫	特定非営利活動法人 まめつてえ 鬼無里 理事長	3年間
	都市と連携した地域に根ざしたエコサービスビジネスモデルの調査研究	亀山 秀雄	東京農工大学専門職大 学院 技術経営研究科 研究科長／教授	2年間
	環境モデル都市における既存市街地の低炭素化モデル研究	湯浅 壘道	九州国際大学 法学部 副学長／教授	3年間

II	I/U ターン の促進と産業創生のための地域の全員参加による仕組みの開発	島谷 幸宏	九州大学大学院 工学 研究院 教授	3 年間
	B スタイル：地域資源で循環型生活をする定住社会づくり	田内 裕之	独立行政法人森林総合 研究所四国支所 産学官連携調整監	3 年間
	地域再生型環境エネルギーシステム実装のための広域公共人材育成・活用システムの形成	富野 暉一郎	龍谷大学 法学部 教授	3 年間
	主体的行動の誘発による文の京の脱温暖化	花木 啓祐	東京大学大学院 工学 系研究科 教授	3 年間

1-5. 評価方法

評価委員会は、評価の基本的な方法として、「ピアレビュー」と「アカウンタビリティーの評価」という二重構造で評価することとしている。今回の中間評価では、分科会は、主として平成20年度採択の研究開発プロジェクトについて「ピアレビュー」、すなわち当該領域に関わる専門家による専門的観点からの評価を実施した。また、「アカウンタビリティーの評価」、すなわち得られた研究開発の成果が投入された資源（資金、人）に対して十分見合ったものであるかという視点での妥当性、社会的意義・効果に関する評価に関しても、分科会の意見を付して評価委員会に報告した。評価委員会は、分科会の報告を踏まえ、研究開発プロジェクト全体の視点から「アカウンタビリティーの評価」を行った。

「ピアレビュー」の観点の評価においては、目標達成、学術的・技術的貢献、社会的貢献、副次的貢献、成果の社会での活用・展開、費用対効果比、実施体制と管理運営を評価項目とした。「アカウンタビリティーの評価」においては、研究開発プロジェクト全体として得られた成果の、政策・行政等への反映、解決への活用状況、及びそれらの見通し、新たな研究展開の見通しを得ることへの貢献、投入された資源（資金、人）に対する成果の妥当性を評価項目とした。

評価にあたっては、本評価のために領域総括が作成した『社会技術研究開発事業 「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」研究開発領域 研究開発プログラム「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」中間評価用資料（研究開発領域・プログラム 活動報告書）（非公開）』、研究実施者が作成した「研究開発実施成果中間報告書（非公開）」、「研究開発実施成果報告書（非公開）」、「研究開発成果終了報告書（公開）」、領域総括及び研究代表者によるプレゼンテーション及び意見交換を基に行った。

2. 研究開発プログラム「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」平成20年度採択研究開発プロジェクト中間評価

2-1. 研究開発プロジェクト「地域共同管理空間（ローカル・コモنز）の包括的再生の技術開発とその理論」

研究代表者：桑子敏雄（東京工業大学大学院 社会理工学研究科 教授）

2-1-1. 総合評価

中間評価時における研究開発の進捗状況や、研究開発成果の現状、今後の見込み等を中心に、研究開発目標の達成、社会的・学術的・技術的貢献の視点等から総合的に判断し、成果が得られていると評価する。

空間整備あるいは資源利用管理の合意形成学を社会技術として確立しようという、意欲的な研究開発であり、実践する場の選択がよく、現時点において事例地である佐渡島、加茂湖において幾つかの成果が得られている。地域社会が研究者の力を借りて自然共生と地域再生に取り組むことのモデルケースを提示したことは、社会的貢献や社会での活用・展開から有効である。今後は、合意形成プロセスの評価枠の論考、「国生み型コヲロコヲロ方式主体形成」について、得られた知見を詳細に整理・分析することで、課題解決に広く応用・展開できるような方法論に高めることが必要である。

ローカル・コモنزの再生の為には、地域の空間・資源の整備・利用に多くの有識者が深く関わり費用も投入しなければならないことから、研究開発の有効性を明確にした上で今後の研究開発を推進することが望まれる。

2-1-2. 項目別評価

2-1-2-1. 目標設定の状況

本プロジェクトの研究開発目標は、当初より明確に設定されているが、一部変更をおこなう必要があると評価する。

領域目標に対するプロジェクトのアプローチ方法は、「ローカル・コモنز」という新たな切り口で、地域と密着した脱温暖化・環境共生社会に向けた活力ある地域作りを目指している。目標に向けて、地域の人的資源を意識変革し、組織化し、潜在能力を発揮させるために、昔の入会のような住民結束の仕掛けの復活とともに、コンクリブロックの木材素材への転換など、森林系の素材利用によるCO₂の削減を試みている。護岸の植生の再生でCO₂を削減するという自然本来の力を使用する方法は、工学的な管理手法に比べてエネルギー投入が大幅に少なくて済む点に期待がもてる。だが、「ローカル・コモنز」という理念的な言葉を掲げている故に、脱温暖化・環境共生社会にどのように貢献するかという

観点との間に乖離が見受けられる。

「ローカル・コモンズ」は、近年日本で学術的にも実務的にも注目されつつあり、その潜在的可能性が期待されている。汎用的な解法を得るためには、「ローカル・コモンズ」論の適用範囲や、哲学的理論と実践がどのように結びついているかを明確にすること、縦割り行政にはどのような問題があるか等の分析を進め、他のプロジェクトの知見を理論的に束ねられるような成果を期待する。

2-1-2-2. 社会的貢献及び成果の社会での活用・展開

本プロジェクトが達成しようとしている成果は、計画の多少の修正を行うことで、達成可能と判断し、現時点において社会に対しある程度の効果・効用をもたらす可能性が高い見込みと評価する。

天王川自然再生の過程で、多自然工法によるCO2削減効果を算出し、多自然川づくりのための技術指導マニュアル「多自然川づくりポイントブックⅢ」に自然護岸の推進がどれほど脱温暖化に貢献するかを記述することに成功した。この成果は、全国の二級河川の護岸整備の指導基準になるという点で、今後全国の河川整備を推し進める基本的な技術となり、日本の河川整備を推進する動力として働き続けることとなる、と説明されているが、普及への道筋が不明確である。

佐渡島における「ローカル・コモンズ」の実践について、様々な試行錯誤を経つつ地域に定着しつつある。今後、この実践を通じたローカル・コモンズ再生の方法論を一般化することで、様々な地域で適用することによる社会的効果が期待できる。本プロジェクト終了後に、カモケン(加茂湖水系再生研究所)をNPO法人化する予定であり、またW-BRIDGE(早稲田大学とブリヂストンによる助成事業)からは、活動資金も提供されており、現行の任意団体のままでも十分地域活動を推進することが可能とのことであるが、カモケン、コモンズ研(ローカル・コモンズ再生研究所)ともに地元スタッフ中心のNPO法人化を早急に図ることにより、地域社会に対する効果・効用が高まると考えられる。

アウトリーチに関しては、プロジェクト関係者や対象地域での活動は十分認められ評価できるが、「成果の移転、例えば、流域の水源地や河畔林の森林組合や、トキ野生復帰に関連する農業(特に水田)等、他のシステムとの協力に向けた取組み、社会に根付かせる」という視点からは不十分と思われ、他地域との共有・協働、一般への情報発信等に期待したい。

2-1-2-3. 学術的・技術的貢献

本プロジェクトが達成しようとしている成果は、中間評価時においては、領域が設定した問題解決に資する知見・方法論等の創出に、比較的貢献しうると評価する。

ローカル・コモンズ再生のための重要な概念やマネジメント思想が抽出されてきており、本領域の共通論理基盤を構築する点において一定の成果を挙げつつある。

天王川自然再生事業における合意形成マネジメントを通じて、合意形成プロセスの評価枠の構築を提示している。この評価枠は、縦軸にインタレスト・課題・取組み・結果等あるいは背景・課題・活動・成果で区分し、横軸に時間軸を置いたものである。期間中の各事象の因果関係は見えるようになったものの、意見対立と縦割りの問題について、どのよ

うな意見対立があり、それに対してどう解決したのか、誰が、どのように、何を目的にマネジメントを行ったのかが示されていたとは言い難く、評価枠について論考する必要がある。

また「国生み型コヲロコヲロ方式主体形成」について、得られた知見をさらに詳しく整理することで、課題解決に広く応用・展開できるよう、方法論にまで高めることも必要である。

現段階では、理念的な部分と実践的な部分がうまく融合・昇華できているとはいえ、今後の課題である。

2-1-2-4. 研究開発の実施体制と管理運営

研究開発体制及び管理運営は、研究開発を推進する上で、中間評価時においては、比較的適正・妥当であると評価する。

研究開発の実施体制について、各グループの役割と担当者の役割が明確に記載されているものの、グループ間での意識共有や共同の取組み等、グループ間の融合がどこまでなされているのか不明であった。工学技術（河川工学）と社会技術（合意形成学）の「融合的」成果が十分に得られておらず、現場での実践的取組みを進めることが先行し、一般的な方法論として整理することと、脱温暖化社会構築へ貢献するための検討が進んでいくような実施体制になっていない印象がある。事業の持続性の観点から新潟大学など地域の大学からの研究者や、国際的な研究者等の参加も視野に入れるとよい。

管理運営に関しては、状況に応じた改善が行われていると判断するものの、プロジェクトが達成すべき目標からみた場合の改善は十分とは言い難く、再検討が必要である。

2-1-2-5. 費用対効果

投入された資源（人材、研究開発費等）は、研究開発を実施したプロセスの妥当性や得られた成果の社会的貢献、学術的・技術的貢献、今後の成果の活用・展開という視点から考慮して、中間評価時においては、一定の効果が見込めると評価する。プロセスを一般化するにはある程度の資金等の投入が必要と考えるが、一方で、ある地域のある空間・資源の整備・利用・管理の為に、多くの有識者等が深く関わり、多くの資金も投入しなければ、合意形成は難しいのか、という疑問もある。広く社会へ普及させることも考慮し、将来的には、合意形成におけるコストの面からの検討も必要と考える。

2-1-2-6. 特記事項

現行の法制度の中に空間や資源が位置づけられている場合が多いため、その中において得られた地域合意形成を活かすための具体的手法を幾つか準備・示唆することが望まれる。地球温暖化対策の推進に関する法律に規定される「地球温暖化対策地域協議会」等、地域が主体となって脱温暖化を進めることを想定した制度枠組みに研究の知見を活用することで、十分に機能していないこれらの枠組みが有効になることが期待される。自治体への政策提言としてまとめることも必要である。ローカル・コモンズでのまとめを、グローバル・コモンズへの合意形成へと発展させることも重要である。

2-2. 研究開発プロジェクト「小水力を核とした脱温暖化の地域社会形成」

研究代表者：駒宮博男（特定非営利活動法人地域再生機構 理事長）

2-2-1. 総合評価

中間評価時における研究開発の進捗状況や、研究開発成果の現状、今後の見込み等を中心に、研究開発目標の達成、社会的・学術的・技術的貢献の視点等から総合的に判断し、成果が得られていると評価する。

本領域が目指す「地域に根ざした脱温暖化」を、小水力の導入を可能とする技術開発を中心に考えるという点で本プロジェクトの役割は重要であり、取組みも順調に進捗しつつある。しかしながら、個別発電の経済収支、地域としての全体経済効果が、目標として明確でなく、計測もできていない点に課題があり、この試みが地域に根ざす、地域の持続に役立つのかという点で疑問が残る。地域再生の鍵は、経済的に成り立つのかである。地域エネルギーの確保が経済的以外のメリットをもたらすのであれば、どのようなものなのかのイメージが、地域住民と研究グループの間で共有されていないように見受けられる。

今後、学術的・社会的に公開し普及させていくかという方法論の部分において、開発した技術は社会的に受け入れられるのか、CO2削減はもとより、費用面や地域活性化の面でどのようなメリットがあるのか、小水力のポテンシャルを顕在化させるために地域のいかなる変革が必要となるか等、明快に整理していくことが求められる。

個別の研究開発は進みつつあり、法制度面での多くの障壁に関する分析もよくなされている。しかし、研究開発ではあるが、地域の持続にどう結び付けられるか、地域住民と研究グループの間で共有し、地域に持続する、根付くということを機軸に推進して欲しい。

2-2-2. 項目別評価

2-2-2-1. 目標設定の状況

本プロジェクトの研究開発目標は、当初より明確に設定されているが、一部変更をおこなう必要があると評価する。

領域目標に対するプロジェクトのアプローチ方法は、小水力に焦点を絞り、小水力発電技術・電力利用社会技術・地域活性化手法に構造化し、地域社会全体と個々のファクターを上手に組み合わせて実施している。しかしながら、お互いの関連がはっきりしておらず、このままでは最終結果が個別研究の並列になってしまう可能性があるため、グループ内において再確認が必要である。

また、地域活性化手法の「誰もが発電・運用の主体に」は、2地区の事例のみでは各地に展開可能なモデルには成り得ていないため、更なる事例追加による核となる理論構築や、ライフサイクル費用算定、交通システムへの応用可能性等、細かい部分についての地域の実情に応じた見直しを検討して欲しい。

2-2-2-2. 社会的貢献及び成果の社会での活用・展開

本プロジェクトが達成しようとしている成果は、計画の多少の修正を行うことで、達成可能と判断し、現時点において社会に対しある程度の効果・効用をもたらす可能性が高い見込みと評価する。

安価で導入可能性の高い技術開発と実証実験については順調に進んではいるものの、コスト計算の方法によって変わってくる可能性がある。適応可能な地域属性の抽出や範囲、導入を可能とするための地域での取組みのあり方や、地域活性化への貢献について、今後方向性を再検討する必要がある。小水力をめぐる法制度について言及しているが、特区等を利用しないと実現は厳しく、どう踏み込んでいくのかについて、触れられていない。法制度について、批判するだけでなく、法律の修正注文付けという法的整備への踏み込みを行っていかないと、実効性があがらないことも考慮し、研究を推進すべきである。

行政・電力事業者を含むステークホルダー会議の開催によって技術普及のための社会制度変革を進める一方で、「ピコ水車」など、対象地域での導入に向けた取組みも十分行われている。「水利ネットワーク懇親会」のような非公式組織で各セクターの「本音」を引き出す手法は斬新である。こうした取組みの持続に関しての働きかけや、グリーン電力などの全国ネットとの連携等、も視野に入れると良い。

再生エネルギーへのシフトは必至であり、系統電力との関係を考慮したマイクログリッド的活動、EVとの連携など野心的な試みで、この地域での持続に成功すれば、モデルとなって普及する可能性がある。

2-2-2-3. 学術的・技術的貢献

本プロジェクトが達成しようとしている成果は、中間評価時においては、領域が設定した問題解決に資する知見・方法論等の創出に、比較的貢献しうると評価する。

全体としての構想は良くできており、持続可能性の見通しが得られれば、各々のグループの成果だけでなく、全体として新しい地域学としての成果と成り得る。学術的な面について、技術評価、取組みに関する取り纏めや情報発信が手薄であり、整備が必要である。

小水力自体はハイテクでも複雑な社会システムでもないため、国際的に評価されることは容易ではないと考えられる。評価され普及が進んでいくためには、どのように成果を提示し、ビジネスモデルとして整備していくか、工夫を要する。システムとしての成功が得られれば、十分海外にも紹介が可能となる。

2-2-2-4. 研究開発の実施体制と管理運営

研究開発体制及び管理運営は、研究開発を推進する上で、中間評価時においては、比較的適正・妥当であると評価する。

研究開発グループの構成は妥当であり、各々の技術・手法開発について評価できるが、研究全体としてどのように構成され、一般的な方法論として統合されるかという観点及び交通に関する研究体制においては、不十分という印象がある。管理運営に関して、研究項目ごとに計画・実施・評価を実施しているが、その方法や評価が曖昧である。評価手法について、外部評価（地域主体の評価）を加えた新たな評価手法を検討している点は、努力

が認められる。「地域に根ざす」研究開発を目指すのであれば、取組みが実施されている自治体や行政機関等を、研究体制に含むことも検討して欲しい。

2-2-2-5. 費用対効果

投入された資源（人材、研究開発費等）は、研究開発を実施したプロセスの妥当性や得られた成果の社会的貢献、学術的・技術的貢献、今後の成果の活用・展開という視点から考慮して、中間評価時においては、一定の効果が見込めると評価する。

地域の大学が活用されており、人材育成に期待がもてる。人件費や謝金等の投入された資源を考慮すると、本当に地域の活性化に繋がっているのか、という点で評価が厳しくなると思われるが、本研究の枠組みや方法論を横展開が可能な形で整理することにより、貢献が期待できる。

2-2-2-6. 特記事項

技術開発の成果の受け皿、雇用創出に必要な要件等の提示、水利権や電気事業法、その他の縦割り行政に対して、提言できるようになることも期待される。

この技術が全国のどのような地域において適用可能か、結果としてどの程度の効果が期待できるかを定量的に評価することも必要である。

2-3. 研究開発プロジェクト「地域力による脱温暖化と未来の街 —桐生の構築」

研究代表者：宝田恭之（群馬大学大学院工学研究科 教授）

2-3-1. 総合評価

中間評価時における研究開発の進捗状況や、研究開発成果の現状、今後の見込み等を中心に、研究開発目標の達成、社会的・学術的・技術的貢献の視点等から総合的に判断し、研究計画の部分的修正により、成果が得られる見込みと評価する。

人口が約13万人の中規模地方都市である群馬県桐生市を社会実験のフィールドとし、様々なステークホルダーが一体となって脱温暖化に向けた様々な取組みを実践している点は評価できるが、実施されている取組みを見ると、実施可能なところから取組んでおり、全体としてどのような脱温暖化都市を目指しているのか、実現のために必要な条件や実施すべきこと等、学術的・技術的な面において整理する必要がある。

交通計画・交通工学の見地から、現在とりくまれている交通の方法では、有効性に疑問があり、桐生市のように超クルマ依存型スプロール地方都市において、どのような交通手段が低炭素となるか、専門的な知見を踏まえ、利便性向上とCO2削減を両立するオプション提案に結びつけることを期待する。中間評価時点では、本研究の取組みは、社会実践ではあるが、社会実験には至っていない。「市民力」が重要というのであれば、学問的な分析・整理を行うことが必要である。学問的な分析や整理がなければ、NGO的活動に終わる。予算の有効的な活用に鑑み、今後の研究開発を推進することが望まれる。

2-3-2. 項目別評価

2-3-2-1. 目標設定の状況

本プロジェクトの研究開発目標は、当初より明確に設定されているが、一部変更をおこなう必要があると評価する。

領域目標に対するプロジェクトのアプローチ方法は、大学が地域の知恵袋の役割を担い、従来の要素技術開発的な研究ではなく、地域の伝統や資源を活用しながら、徒歩や自転車を含む低炭素型の公共交通システムが発達した暮らしやすい街を実現することを目指し、地域活性化を図るための方法論と具体的実践を総合的に研究しようと様々な取組みが実施されている。

プロジェクトの目標の浸透を図るため、地域にある新聞メディアやFMラジオ、地域SNS（ソーシャルネットワークサービス）、地域コミュニティ誌等との連携も積極的に進め、一般市民への情報発信を頻繁に行っている。また、「工学クラブ」（16万人以上の子どもたちにダイレクトに情報発信できる仕組み）を利用し、次世代の低炭素社会づくりの担い手となる子どもたちを巻き込み実施している点は、持続性を高めようと努力しており評価できる。

しかしながら、個別のテーマや会合で行われている取組みは、桐生市の活動の深化であ

り、アウトカムに関する定量的な目標が設定されていない。例えば、公共交通利用度合い、高齢者の外出度合い、文化遺産訪問者、自転車通学通勤者増加数等、アウトカムが持続するための条件を調査するような目標設定の検討が必要である。

2-3-2-2. 社会的貢献及び成果の社会での活用・展開

本プロジェクトが達成しようとしている成果は、計画の多少の修正を行うことで、達成可能と判断し、現時点において社会に対しある程度の効果・効用をもたらす可能性が高い見込みと評価する。

低炭素型交通システムの構築の一つとして、行政、商工会議所、商店連盟、民間団体、自転車商組合、大学、鉄道事業者等が所属する運営組織を立ち上げ、レンタサイクル事業を展開させた点は評価するものの、公共交通へのシフトがレンタサイクル導入だけでは不十分である。低速電気バスの導入を検討し、実走行試験も実施されているが、具体的な利用については検討すべき課題である。

地域の森林資源を活用した街並みの景観整備を進める試みの中で、地域に自生する竹資源を用い、市内の伝統建築群地域に創作竹垣の設置を、行政、地域の自治組織、地域のNPO団体、学校などの協力組織が形成され、持続的に様々な活動を展開する地域主体が形成されたこと、創作竹垣の制作は高校生が参加したことは、地域活性化を持続する上で期待する。森林資源の活用で竹資源に焦点を当てているが、桐生市の特徴を考えると、竹に限定することなく、間伐材等を活用することも検討する必要がある。地域の子どもたちによる地元の良さを発見する試みとして「子供地元学」を開催し、リーフレットを作成した子供たちには、桐生市長から「子供探検隊隊員」の称号が認定されるようにし、出来上がったリーフレットは、桐生を訪れる観光客に配布できるようにしている点も、地域の子どもたちのやる気を高める工夫と見受けられる。

だが桐生市における先進的な取組みが、他の地域に移転できるかという検討が明確になされておらず、桐生市をモデル都市として整備し、見てもらうというだけでは、研究として成立しているとは言い難い。「感性」に訴える手法の有効性を高める為には、桐生市の中心市街地、郊外、山間部も含めた流域内等、幾つかの階層で整理を行い、各階層を結ぶアイテムやアイデアを提示することが必要である。現時点では、桐生市特有の歴史性、地域性、人材蓄積により成立しているようにも見受けられ、どういう条件のもとであれば、CO2削減を軸とした街おこしが可能になるのか、中規模伝統地方都市に広げていける成果となるよう、方法論の構築が望まれる。

アウトリーチ活動は、桐生市民への普及啓発が積極的に行われているが、それ以外については十分とは言い難く、今後の取組みに期待したい。

2-3-2-3. 学術的・技術的貢献

本プロジェクトが達成しようとしている成果は、中間評価時においては、領域が設定した問題解決に資する知見・方法論等の創出に比較的貢献しうると評価する。

分野横断的な研究として、レンタサイクル大量導入、低速バス走行試験、「子供地元学」による観光資源抽出とリーフレット作成等、様々な取組みがなされていることは十分理解しているものの、個別の事象を羅列されている印象があり、脱温暖化や環境共生とどのよ

うに繋がるのか、分かりにくい部分がある。体系的に整理することは急務であり、桐生市の取組みによる成果を学術的に評価できるように、科学的・客観的に検討することが必要である。「楽しく取組めるようにする」ことは大切であるが、そのためにどのようなアプローチが必要か、学術的な検証がなされなければ、NGO 的活動との区別がつかない。

今後、地域に根ざした取組みと CO2 削減効果の関係や、得られた知見や方法論の一般化や学術的な価値づけを期待する。

2-3-2-4. 研究開発の実施体制と管理運営

研究開発体制及び管理運営は、研究開発を推進する上で、中間評価時においては、比較的適正・妥当であると評価する。

研究開発の実施体制は、桐生市の取組みを推進することを主眼とした構成であり、地域での持続可能性において評価するものの、研究成果を一般的な方法論として取り纏め、普及させることが可能な体制になっているとは言い難く、見直しが必要である。特に交通体系に関する検討について体制の改善が求められる。

管理運営において、グループ全体で70回以上のミーティングを実施し、相乗効果を高める工夫がなされている。今後、外部からの評価を受ける仕組みを入れることで、桐生市における取組みを客観的にとらえるような機会を設けた方が、今後の研究開発を推進するにあたり有効と思われる。

2-3-2-5. 費用対効果

投入された資源（人材、研究開発費等）は、研究開発を実施したプロセスの妥当性や得られた成果の社会的貢献、学術的・技術的貢献、今後の成果の活用・展開という視点から考慮して、中間評価時においては、効果が見込めるか不明である。

桐生市における脱温暖化の取組みという視点から、地域住民への情報発信の効果や、人材が育つ機会を提供している点は評価するが、学術的な部分において整理が不十分である。

桐生市での知見や成果を基に、他地域での適用可能性や、適用するために必要な条件、地域資源等、投入した結果、どのような効果が得られるのかを整理し公表していくことで、大きな貢献が得られると期待する。

2-3-2-6. 特記事項

地方中核都市は、都市内部のみならず、周囲に農村・山地に近接しているため、山林資源・エネルギー・人材のやり取りを視野にいと、自律性の強い都市像として、これからの社会に強く発信できる。中央都市集中傾向に対し、「多極分散の優位性」をよりイメージさせる成果となることも期待したい。

2-4. 研究開発プロジェクト「名古屋発！低炭素型買い物・販売・生産システムの実現」

研究代表者：千頭聡（日本福祉大学国際福祉開発学部教授）

2-4-1. 総合評価

中間評価時における研究開発の進捗状況や、研究開発成果の現状、今後の見込み等を中心に、研究開発目標の達成、社会的・学術的・技術的貢献の視点等から、総合的に判断し研究計画の部分的修正により、成果が得られる見込みと評価する。

経済の中核をなす消費行動に直接取組み、そこから生産との関連を流通の場から分析しようとしている研究であり、CO₂削減にたどり着くまでは更なる検討を要するが、学術的にも実践的にも興味深い結果が得られる可能性を秘め、成果が期待される研究である。

消費者に意識させることなく低炭素社会の実現に向けた消費行動に変容させる新しいモデルの構築は、画期的なものと判断するが、現段階では、色々なアプローチを試みているものの、ストーリーとしてうまく繋がっていない状況である。「地域に根ざした」という観点も十分ではない。学術的にも明快な成果が認められず、研究の枠組みを目標に応じて再構成し、進め方についても見直しが必要である。

2-4-2. 項目別評価

2-4-2-1. 目標設定の状況

本プロジェクトの研究開発目標は、当初より明確に設定されているが、一部変更をおこなう必要があると評価する。

領域目標に対するアプローチ方法は、消費者・流通販売者・生産者の三者が相互学習し、モノやサービスの流れをより低炭素型へと導く関係性へと作り直す、共創・創発的マネジメントを行うという面白い研究である。当初、環境を前面に出した買い物行動変容のための方策を検討していたが、アンケート結果から困難であると判断し、「幸福感」を重視したアプローチへ転換している。

「低炭素志向の購買行動が流通・販売や生産セクターに影響を与える」というロジックそのものは以前より存在し、既に社会的に展開（環境配慮税制優遇やエコポイント制等）されている。それでも社会全体が変革しない点（し得なかった点）を考慮し、一方通行であった消費者と生産者の間を仲介者としてのスーパーマーケットが情報交換し、生産に影響をさせライフスタイルが変わりCO₂削減を狙っていることは理解できるが、成り行きに強く依存した目標設定で、最終的な成果イメージや解析の枠組みがはっきりしない。「地域に根ざした」という観点からも、研究の枠組みを見直し、再構成することが必要である。

2-4-2-2. 社会的貢献及び成果の社会での活用・展開

本プロジェクトが達成しようとしている成果は、計画の多少の修正を行うことで、達成

可能と判断し、現時点において社会に対しある程度の効果・効用をもたらす可能性が高い見込みと評価する。

購買誘導のみならず、販売・流通側と市民側と一緒に「事業」を実施している点は優れており、新しい販売・流通スタイルのモデルを提示できると推察されるが、三者の相互学習という点からは、生産者の参加が現時点では見受けられない。

研究計画の内容が、どのように地域の CO2 削減に貢献するのか、個別の調査項目からは理解できない。定量化された効果測定の方法や、幸福感をベースにした分析を実施するのであれば、幸福感に CO2 削減という要素をどのように入れればよいか、検討することが必要である。

現状のままでは、マーケティング研究のようにも見受けられ、現時点で得られている知見の整理と分析、今後の方向性を再構築することが急務である。

アウトリーチ活動において、中日新聞等への掲載や Web サイトの立ち上げ等、積極的に取り組んでいる。最も難しい層へのアプローチであるが、成果が上がり展開可能な形となれば、社会における効果・効用が高いと期待する。

2-4-2-3. 学術的・技術的貢献

本プロジェクトが達成しようとしている成果は、中間評価時においては、領域が設定した問題解決に資する知見・方法論等の創出に比較的貢献しうると評価する。

消費と生産の関係、購買活動はライフスタイルや CO2 排出と強い関連がある。学術的にも実証的にも、様々なアプローチが考えられることから、持続可能な消費研究に的を絞って組織的に研究を進めることが重要である。「幸福感」をキーワードにするのであれば、それを軸にリサーチャーズクラブや、エコポイント、見える化などの個別要素を体系化するための工夫を行うべきである。地域との関連が明確になっておらず、再検討も必要である。

2-4-2-4. 研究開発の実施体制と管理運営

研究開発体制及び管理運営は、研究開発を推進する上で、中間評価時においては、比較的適正・妥当であると評価する。

研究開発の実施体制において、なぜこのようなグループが設置され、各グループとどのように連携しているのかが明快ではないが、代表者の交代や、マーケティング視点の導入によるメンバーの入れ替え等、足りない部分について強化を図っている。

体制の見直しを行っているという点からは、管理運営が適切に行われているといえるが、研究の進捗の適正化に結びついていないのかについて、疑問がある。産業連関には知見のある工学系の研究者、特にシステム工学の研究者と連携することで、更なる発展が期待されると考える。

2-4-2-5. 費用対効果

投入された資源（人材、研究開発費等）は、研究開発を実施したプロセスの妥当性や得られた成果の社会的貢献、学術的・技術的貢献、今後の成果の活用・展開という視点から考慮して、まだ成果が上がっているとは言い難いが、中間評価時においては、一定の効果が見込めると評価する。

スーパーマーケットが消費者とのコミュニケーション方法を得たという点、ユニーとの協力により研究開発を進めており、得られた成果が他の店舗にも展開可能となれば、社会的貢献や成果の活用という視点から期待される。

2-4-2-6. 特記事項

都市部における CO2 削減手法の好事例になることを期待する。

物と情報と人の集中・集積という都市が持っている構造的課題に対する視点や、どうすれば消費者が CO2 削減を意識してくれるのか、といったそもそも論的な部分に向き合うことも検討して欲しい。

2-5. 研究開発プロジェクト「中山間地域に人々が集う脱温暖化の『郷(さと)』づくり」

研究代表者：藤山浩（島根県中山間地域研究センター
地域研究グループ科長）

2-5-1. 総合評価

中間評価時における研究開発の進捗状況や、研究開発成果の現状、今後の見込み等を中心に、研究開発目標の達成、社会的・学術的・技術的貢献の視点等から、総合的に判断し研究計画の部分的修正により、成果が得られる見込みと評価する。

中山間地域への人口環流と脱温暖化促進を目指した研究開発プロジェクトであり、明確な研究開発目標のもと、対象地域での「地域に根ざした」活動が実施されている。

仮説としての人口環流に伴うCO₂削減の算出方法について更に精密になること、分散型定住化の具体的方法論の構築により、脱温暖化に対応できる持続可能な中山間地域のモデル揭示が可能となる。今後は、実施された活動やそこから得られた成果の学術的な整理や分析を行い、公表していくことを期待する。

2-5-2. 項目別評価

2-5-2-1. 目標設定の状況

本プロジェクトの研究開発目標は、当初より明確に設定されているが、一部変更をおこなう必要があると評価する。

領域目標に対するプロジェクトのアプローチ方法は、中山間地域への人口環流を生み出しながら、同時に脱温暖化促進を目指している。

研究開発目標は4つ設定され、第1は「地元学」を手掛かりとした自信と誇りの取り戻しと「つながり」の発展とし、弥栄の人が主体として動くようにすること、第2は人口環流と連動したエネルギーや食糧自給、生活インフラ等の基盤開発に関わる全体構想づくりにおいて、弥栄の生活基盤としての交通等のインフラ整備の検証と暮らし方の提案、第3は具体的な人口環流（郷環り）の受け入れプロセスの始動において、自治会単位での定住策を視野において弥栄の行政・自治会の協働を進めること、第4は脱温暖化・地域支援に関する人材育成システムを開発することであり、コーディネータの配置により、地域の大学・大学院と連携し、弥栄で人が育つようにすることとし、地域の選定、地域資源の把握、移住人口の自給可能性等、プロジェクト全体での枠組みが適切に設計されているものの、CO₂量計測に関して研究目標が十分とは言い難く、脱温暖化への過程を明確に示せるよう改善が必要である。

2-5-2-2. 社会的貢献及び成果の社会での活用・展開

本プロジェクトが達成しようとしている成果は、計画の多少の修正を行うことで、達成可能と判断し、現時点において社会に対しある程度の効果・効用をもたらす可能性が高い

と評価する。

本研究開発は、社会的貢献において、対象地域にとどまらない他地域への波及効果も期待できる内容となっている。現時点において中山間地域における社会問題と研究開発の方向性を、地域に根ざす軸と脱温暖化・環境共生社会軸との中に適切に位置付け、それぞれの社会問題についてこれまで実施してきたことと、これから実施することとに分類しフロー図として整理しており、解決のための段取りが明確である。解決の段取りに基づき取組みを進める中で、「徹底した地域住民との語り」による「信頼」確保の重要性を再発見し、地元内外での「つながり」とそれを確実なものとする「つなぎ役」と「つなぎ場」の確保が社会問題の解決に必要であること、「つなぎ」を「地元学」の手法によって明らかにし、それを「役」と「場」の確保によって確実なものとなる展望を切り開いている。エネルギー自給への取り組みは、地元学の成果として「小型水車」の設置が可能となり、開発モデルを明らかにしている。

多面的な指標により、何のための人口環流、郷づくりかという意義・在り方を、研究を通じて明らかにした上で、プロジェクト終了後の自治体等の主導による持続的取組み、領域全体や他のプロジェクトの成果も活用し、実現に向けての道筋を着実につけていくことが重要である。

アウトリーチに関しては、研究対象地域の住民だけでなく、島根県内に対しても情報発信を行っている。人口環流を目指すのであれば、東京等の都会で情報発信や意見交換の機会を設けていくことも必要である。地域サポート人ネットワーク全国協議会の設立は、脱温暖化と地域支援を複合化する人材育成という視点から貢献が期待される。

2-5-2-3. 学術的・技術的貢献

本プロジェクトが達成しようとしている成果は、中間評価時においては、領域が設定した問題解決に資する知見・方法論等の創出に比較的貢献しうると評価する。

「地元学」を実践した地域の資源掘り起こし、住民間の連携が進められていることは認められるが、得られた成果の客観的評価や、地域活性化対策としての統合化・システム化が現時点ではあまり取組まれていない状況である。中山間地域や農林業に関する研究は様々なものが行われており、それらの知見を活かした上で、得られた成果等を、分散型定住による脱温暖化の理論化と理論に基づく具体策の策定と知見・方法論の創出に向け、学術的な分析も必要と思われる。

2-5-2-4. 研究開発の実施体制と管理運営

研究開発体制及び管理運営は、研究開発を推進する上で、中間評価時においては、比較的適正・妥当であると評価する。

「やさか郷づくり事務所」を中核とした地元密着型の実施体制が組まれおり、対象地区の活性化を支援する点からは、十分な体制である。多元的なプロジェクトをとりまく環境の変化に柔軟に対応しながら、プロジェクトを進めている点も評価できる。

脱温暖化の『郷(さと)』づくり、という部分において、幾つかのシミュレーションを実施しているが、設定値の根拠が曖昧な部分もあり、今後メンバーの追加等を検討することが望まれる。

2-5-2-5. 費用対効果

投入された資源（人材、研究開発費等）は、研究開発を実施したプロセスの妥当性や得られた成果の社会的貢献、学術的・技術的貢献、今後の成果の活用・展開という視点から考慮して、一定の効果があると評価する。

投入された資源は大きく、研究成果を活用・展開という視点からは、外部資金で行うことが不可能な前提でも実行可能かどうかの検証もなされることを期待する。

2-5-2-6. 特記事項

地域の重要産業であった林業、木材生産、バイオマス（薪炭含む）について、「地元学」を活用した再生案を示せば、ユニークで且つ有効と考える。

3. 研究開発プログラム「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」平成20年度採択研究開発プロジェクト事後評価

3-1. 研究開発プロジェクト「エコポイント制度を活用したエコサービスビジネスモデルの検証」

研究代表者：亀山秀雄（東京農工大学専門職大学院技術経営研究科 教授）

3-1-1. 総合評価

研究開発目標の達成、社会的・学術的・技術的貢献という視点を中心に総合的に判断して、成果は得られたものの限定的と評価する。

観光地におけるエコポイントの導入の効果分析、脱温暖化に向けた要素技術導入可能性の検証や地域の各関係主体の協働枠組みの形成を行った点から、一定の成果を挙げていると評価できる。しかしながら、エコポイント制度を活用した、観光地「箱根・小田原」における具体的な技術的シナリオと社会的シナリオの提案、ロジックモデルによる地域との合意形成手法の検証について、十分に検証されたとは言い難い。モーダルシフト利用促進、EV・HVの普及促進、排湯利用型ヒートポンプの全面的な普及が、箱根・小田原地区における有効なCO₂削減策の中で効果が高いと考えられる施策として挙げられているが、地域全体の交通システムを抜本的に変える、地域に至るまでの旅客の行動を導く、という大きな枠組みの視点から設計が十分なされていなかった。

また、地元観光協会、商店、鉄道会社との話し合いや連携体制等、取組まれていることは評価できるが、CO₂削減効果に向けて、エコポイントの導入の優位性が明確ではない。

旅行時におけるCO₂を持続的に削減できるのであれば、本研究が取組まれた意義は大きく、今後、得られた成果を統合し方法論として提示されることを期待する。

3-1-2. 項目別評価

3-1-2-1. 目標設定の状況

本プロジェクトの研究開発目標は、領域目標に対し比較的適正・妥当であるが、目標設定が明確ではなかったと評価する。

領域目標に対するプロジェクトのアプローチ方法として、箱根小田原地区を対象に、CO₂削減を進める要因としてのエコポイント制度の検証と、エコポイントをきっかけとした低炭素技術の導入可能性や、エコポイントの仕組みを地域振興につなげることを目指した。

「エコポイント制度」を導入することが前提となっており、地域繁栄の方に傾倒気味で、地域全体で長期にCO₂削減を目指すのに必要な、根本的な交通体系変革の提案や、再生エネルギーの利用促進策については検討が十分ではなかったのではないか。観光地「箱根・

小田原」における具体的な技術的シナリオと社会的シナリオの提案、ロジックモデルによる地域との合意形成手法の検証について、十分に検証されたとは言えない。

3-1-2-2. 社会的貢献及び成果の社会での活用・展開

本プロジェクトが達成した成果は、社会に対しある程度の効果・効用をもたらす可能性がある」と評価する。

観光地におけるエコポイントシステム導入の方法や効果に関する分析がある程度なされており、今後の実用化検討や普及に向けて大いに参考になると思われる。対象地域においてCO2削減に効果的な施策の1つが、モーダルシフトであると判明したが、モーダルシフトの分析に必要なモデルを導入する等、適切な対応が不十分である。対象地域におけるエコポイントシステム導入の妥当性について、エネルギー技術導入とエコポイントとの関係、エコポイント実施の原資調達方法や運営方法等、明確に示されているとは言えない状況である。また、「エコサービスビジネスモデル」とは何なのか、提示すると共に、効用についても明確にすべきである。

対象地区の観光業にITを活用した新たな取組みを提供できたことは、研究成果の副次的な効果と思われ、今後の社会での活用・展開に期待したい。

持続可能な地域の組織化について、地域の市民、企業、行政のネットワークが形成されている点は評価するものの、小田原足柄異業種交流会が中間システムネットワークの核になることが期待できる組織かどうか、現時点では具体的な成果が述べられておらず、構想にとどまっているという状況である。

プロジェクト推進のためのステークホルダー向けの情報伝達は行われているものの、外部への成果発表、成果に基づく提案等はあまりなされていない。

3-1-2-3. 学術的・技術的貢献

本プロジェクトが達成した成果は、領域が設定した問題解決に資する知見・方法論等の創出に貢献しなかった」と評価する。

モーダルシフトが起こる条件の提示が明確に示されておらず、また、エコポイントシステム導入の方法や効果に関する分析・実証実験において、プロジェクト&プログラムマネジメント(P2M)理論の3Sモデル(スキーム、システム、サービス)、ロジックモデル等、既存の手法を用いて、将来の目標設定や全体概念を提出することにとどまっており、得られた研究成果の実質的な解釈や新たな手法の提案まで至っていない。観光地における国内・世界の取組みの調査、施策との比較等も、必要であるが十分なされたとはいえない状況である。

3-1-2-4. 研究開発の実施体制と管理運営

研究開発体制及び管理運営は、研究開発を推進する上で、比較的適正・妥当であった」と評価する。

東京農工大学(MOT)グループと早稲田大学(MBA)グループとの連携が十分であったとは言えず、また、交通活動の分析の必要性に伴い、体制を適切に見直すことが行われなかった点は残念である。

3-1-2-5. 費用対効果

投入された資源（人材、研究開発費等）は、研究開発を実施したプロセスの妥当性や得られた成果の社会的貢献、学術的・技術的貢献、今後の成果の活用・展開という視点から考慮して、効果は限定的と評価する。

3-1-2-6. 特記事項

本プロジェクト終了後、同領域において新たなプロジェクトとして研究が採択され継続されている。本プロジェクトで得られた成果を統合し方法論としての提示、エコポイント制度がCO2削減にどのような役目を果たすのか、地域振興に影響を及ぼすのか、明確にする必要がある。その他の改善すべき問題点等も踏まえた上で、今後実施されることを期待する。

3-2. 研究開発プロジェクト「東北の風土に根ざした地域分散型エネルギー社会の実現」

研究代表者：両角和夫（東北大学大学院農学研究科 教授）

3-2-1. 総合評価

研究開発目標の達成、社会的・学術的・技術的貢献という視点を中心に総合的に判断して、あまり成果は得られなかったと評価する。

「地域分散型エネルギー社会」について、全体的枠組みが不明確であり、エコミュゼを作り、社会にカルチャーショックを与えるというアプローチでは、得られた成果や効果を学術的に検証することは難しく、目標へのアプローチ方法は適切ではない。研究計画の見直しにより、大井沢地区におけるエコミュゼ実現に向けて、地域内の生活基本調査、自然生態系調査、自然環境教育、CO2削減の可能性がなされ、資源分布の実態の把握がされ、検討すべき課題が抽出されたことは認められるものの、エコミュゼとCO2削減との関係については不明確であった。

また、研究開発の実施体制においても、研究実施者が多人数となっており、現場での実践的な取組みを行える体制とは言い難く、グループを階層的に構築し、役割分担や連携等について、実効性が発揮できる体制に変更する必要があった。

限界集落をどうするのか、という社会問題は重要であり、脱温暖化と組合せたソリューションが得られれば、大きな貢献である。本プロジェクト終了後も、対象地域において研究が続けられており、今後の成果に期待したい。

3-2-2. 項目別評価

3-2-2-1. 目標設定の状況

本プロジェクトの研究開発目標は、あまり明確に設定されておらず、領域目標へのアプローチも適切ではなかったと評価する。

「地域分散型エネルギー社会」について、全体的枠組みが明確とはいえ、エコミュゼを作り、社会にカルチャーショックを与えるというアプローチでは、得られた成果や効果を学術的に検証することは容易ではない。エコミュゼという構想はユニークであると理解するが、地域分散型エネルギー社会の実現を目指すのであれば、ライフスタイル、社会システム、資源・エネルギーの獲得・利用システム等がどのようなものか提示した上で、アプローチ方法を検討し、プロジェクトを推進すべきであった。研究対象地域の環境資源の把握が、1年目に実施されているが、研究計画を立てる前のある程度の見通しを立てるべきであった。対象地域を3地域選んだことにかかわる根拠やその成果が不明で、3地域での調査結果をどのように連携させていくのか、エコミュゼに収斂させていく工程への見通しが、不十分であった。

3-2-2-2. 社会的貢献及び成果の社会での活用・展開

本プロジェクトが達成した成果は、社会に対しある程度の効果・効用をもたらす可能性について、評価するのは困難である。

大井沢地区におけるエコミュゼ実現に向けて調査された成果から、検討すべき課題が抽出されたことは認められるが、エコミュゼとCO2削減との関係については、不明確であった。

アウトリーチに関しては、エコミュゼの構想を理解してもらうため、マスメディアに対する情報提供は活発に行われており、評価できる。

3-2-2-3. 学術的・技術的貢献

本プロジェクトが達成した成果は、領域が設定した問題解決に資する知見・方法論等の創出に、貢献しなかったと評価する。

研究を進める上で、社会科学、自然科学の両分野の研究者が同じテーマで議論し、問題解決の方向を見出し地域住民に示したことで、研究開発に対する期待や信頼性を高めたことは意義があるが、現時点では、得られた成果は、現況調査にとどまっており、リモートセンシングやGIS活用、その他の分析についても、既存の技術を活用することにとどまっており、期待される知見・方法論等の創出まで至っておらず貢献していない。

3-2-2-4. 研究開発の実施体制と管理運営

研究開発の実施体制及び管理運営について、大井沢地区、川崎町、気仙地区の3地域に適切な人的配置がなされていれば、成果に貢献したと思われるが、研究実施者がかなり多人数になっており、誰が中心的な役割を担い、どの程度互いに連携を持ちながら進められたのか報告書からは読み取れず、現場での実践的な取組みを行う体制であったとは判断がし難い。グループを階層的に構築し、各グループ間における連携についても実効性が発揮できる体制に変更すべき状況であった為、適切であったとはいえない。

3-2-2-5. 費用対効果

投入された資源（人材、研究開発費等）は大きいにも関わらず、研究開発を実施したプロセスの妥当性や得られた成果の社会的貢献、学術的・技術的貢献、今後の成果の活用・展開という視点から考慮して、この期間内では、当初予定されていた研究開発が実施されておらず、現時点で得られている成果では、費用対効果があったとはいえないと評価する。

3-2-2-6. 特記事項

本プロジェクトは当初5年間の予定で研究開発が進められたが、研究開発を推進する中で、研究開発目標の設定、アプローチ方法等について、「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」研究開発領域が目指すところとの乖離から、研究開発期間を大幅に短縮という措置が取られた。本評価では、研究開発期間1.5年の間で得られた成果に基づき評価を実施したものである。

4. 研究開発領域・研究開発プログラム「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」中間評価

4-1. 総合評価

本研究開発領域・プログラムで取り上げるテーマは、社会と密接に関わっている。技術的な問題は段階的に解決していくが、法制度や、社会環境等を変えていくには時間を要する。本研究開発領域・プログラムの取組みが広がるような成果が得られることを、目指すべきである。中間評価時においてマネジメントの点から、研究開発プロジェクトは適切に推進されている。今後は、社会が変化し続けることを踏まえつつ、地域ごとの意向に沿った取組みが実践され、個別の事象がどう繋がっていくのか、俯瞰的にみていくことも大切である。

本研究開発領域・プログラムの目的、構築、運営に関する評価は高い。本評価において指摘された点などを参考に各プロジェクトの更なるマネジメントにより、良好な成果が得られることが期待される。

科学技術を社会に普遍化するための「社会技術」の体系化の試みとして、温暖化と過疎化という現在日本が直面する課題をとりあげて挑戦するところよし、研究開発領域・プログラム全体としてのバランスとまとめ、農・工・社会科学を含む研究チーム構成、領域総括の指導に関しては高く評価された。

ここでの挑戦は、低炭素時代における地域おこしの活動が「地元学」などを中心にどのように体系化され、手法がツールボックスにまとめられてより普遍的に使えるものにするかである。その観点からは、いまだ各プロジェクトの足腰部分に弱さがあり、より目的に集中した研究にする必要がある。地域おこしが前面にでていて低炭素化への検討が追いついていない点へ適切に対応すること及びプロジェクト横断的なタスクフォースの活用によりプログラム全体の相乗効果を高めてゆくことが期待される。

4-2. 研究開発プロジェクトの選考

本研究開発領域・プログラムにおいて実施された研究開発プロジェクトの選考は妥当と評価する。

本研究開発領域・プログラムでは、現代の環境関連課題やとりわけ温暖化対策を、新技術の開発や導入レベルでとらえるのではなく、産業革命以来の近代化の流れの中の、とくにこの50-60年間の、大きな社会変化の中でとらえ、中山間地域の過疎化、2008年の金融危機の後の雇用危機、燃料価格高騰により地域経済が被った被害等の問題にリンクさせ、新しいライフスタイル、人々の協働のネットワーク、法制度・政府の諸規則・税制等の開発を含む、グリーンイノベーションと分権化に向けた社会的アクションとしてとらえている。これらの問題の解決方法を、「現場目線」と「適正技術」の視点から検討し、エネルギー自給能力のある地域づくりに向けて、その担い手づくりを含めた総合的な取り組みを創出することを重要な課題として掲げている。同様に、これまで、保護・再生とい

う観点からとらえられる傾向が強かった自然の問題も、人間との共存の問題としてとらえ直し、手入れの行き届いた森林や湿原の炭素貯蔵庫としての機能の維持拡張といった視点を加味して評価したり、木材利用の促進に基づく経済的裏付けのあるバイオマス利用や炭素の社会的ストックを正当に評価したり、過疎地域を「住みたくなる地域」とすることによって都市から地方に人々が移り住むことがもつ脱温暖化効果にも視点を当て、「石油漬けの近代化」からの脱却と連結していくといった、社会技術的アプローチを促進することを目指している。上記のようなテーマと社会技術研究は、環境の時代に極めて重要な課題である。現実問題として「地域に根ざす」ことと「CO₂ 排出の目に見える削減を意図する」ことを同時に現場で取組むことは、両方に精通した研究者があまり存在しないことを考えると、限られたメンバーで成果を創出するのは、挑戦的な取組みである。プロジェクトを採択するにあたり、両方を鑑み選考したと思われるが、中間評価時点での研究開発プロジェクトの実態から、「地域に根ざす」取組みを先行し、その次に「CO₂ 削減」を検討するプロジェクトが多かったのは、領域の目指す高い目標に対し現実的な対応と判断する。

採択されたプロジェクトは、それぞれに特色あるテーマであり、分野・地域・対象のバランスがとれている。研究開発を推進するにあたり、各プロジェクト内に、大学だけではなく、地域のNPOや公立研究機関等も入っており、理論的と実践的とのアプローチの違いも見ることができる。

領域アドバイザーの構成について、各方面にかかる専門家を集めて適切になされているが、採択されたプロジェクトを見ると、交通の専門家や、自然科学系、特に農学、林業、水産系の専門家、社会の制度設計やスケールアップについて具体的なアドバイスができる方を含めることも検討して欲しい。

研究開発プロジェクトの選考について、本研究開発領域・プログラムが目指す方向から概ね適切に行われたと評価し、今後、領域総括の強い指導力により、よりよい成果を期待する。

4-3. 研究開発領域・研究開発プログラムの運営

領域総括の方針、研究開発プログラムのマネジメント、アウトリーチ活動など十分に配慮されていると評価する。

領域総括の運営方針、領域アドバイザーの分野別の担当制の導入や、全体の俯瞰的把握と横断的アドバイスを行う総合担当を配置している点、研究開発プロジェクトマネジメントの推進において、計画段階からプロジェクト側と相当程度議論、サイトビジットや領域マネジメント側も加わった形でのプロジェクトミーティング、プロジェクト側の活動記録のみならず、マネジメントの経緯を記録したプロジェクトデータベースの作成、領域合宿等、研究開発領域・プログラムの運営に努力していることが推察される。成果発信やアウトリーチ活動も積極的・主体的に行われている。非定量的な「エコ」、環境活動、イベントの実施自体が自己目的化していないか、形式的協働になっていないか、現実離れしていないか、といった点についても、マネジメントをする上で注意が必要である。

研究開発プロジェクトの期間短縮や、研究代表者の変更なども生じているが、研究開発領域・プログラムの方針実践の難しさを克服するための強力なマネジメントの結果であり、

マイナス評価と考えるべきではない。

明確な目標提示がされているにもかかわらず、領域全体の中での各研究開発プロジェクトの位置付けや担う役割について、研究開発プロジェクト側に必ずしも十分に理解されていない側面が見受けられた。更なる領域総括及び領域アドバイザーの積極的な介入により、各研究開発プロジェクトの目標達成と、研究開発領域の目標達成について、十分な意思疎通かつ創造的な補完関係形成が必要と思われる。

今後は、領域全体としての成果を明らかにし、研究開発プロジェクト間の共通問題の抽出、中央や行政政府への意見具申の仕掛けとしてのタスクフォース活動を期待したい。

4-4. 研究開発成果の状況

研究開発の成果については、採択されたプロジェクトの大半は途中段階であり成果は不十分であると言わざるを得ないが、多くの現場で、地域に根ざした脱温暖化技術の様々なソリューションが形になりつつある点は、着実な貢献として評価する。

一般への普及のための方法論構築や、学術的・客観的な検討、技術的シナリオ、社会経済的人的側面にかかわるシナリオを相互連携の基に推進することが必要である。地元学の成果が、普遍的知見になるように、官庁縦割り問題、意見対立構造解決の手法、住民巻き込み手順、持続維持の仕掛けポイント、小水力発電のような自然エネルギー発掘利用方法など、共通の課題を抽出し、纏め上げていくことも視野に入れた研究開発が期待される。さらに将来的には、対象地域が持続的に取組みを継続できることが必要であるが、研究を推進する上で、その観点が欠けていると思われ、改善が必要である。研究開発終了後も、NPO等の発展に結びつくことや、NPOが設立されたのであれば、持続的に地域に根付くような仕掛けについての提案が必要である。

4-5. 研究開発領域・プログラムの目標達成

研究開発領域・プログラムは高い目標を掲げている。この目標を達成するには、現行の取組みでは不十分な部分が見受けられ、改善が必要と評価する。

本研究開発領域・プログラムの魅力は、理工学的・技術的シナリオのみならず、それに「人的・社会的係数」を掛け合わせて実質CO₂削減効果を求めている点と思われる。しかしながら、その「人的・社会的係数」について、現状では課題(=人的・社会的係数)の構造化、問題解決の考え方・アイデア、具体的手法の導入(実験)、効果の検証、改良再実験計画のサイクル等が十分には検討・実践されていない研究開発プロジェクトが散見し、各研究開発プロジェクト成果の総合化による有効な社会技術化が困難ではないか、と危惧する。

研究開発領域・プログラムの目標達成に向けて、表面的な成果の提示ではなく、成果に至るまでにいかなる過程を経て、どのような問題を解決しなければならなかったのか、どのような条件で進むのか、CO₂削減効果とそれに対する費用はどの程度か、ステークホルダー間の連携・協働はいかにすれば実現するのか、といった様々な知見を一般化・理論化し、各専門分野でのレビューを受ける等して洗練する作業が必要であると考え。各プロ

プロジェクトの実施内容が NGO 的活動に終わることがないよう、取組みを学術的に整理・分析するという点において、本研究開発領域・プログラムの社会への貢献度は大きい。プロジェクト間の相乗効果を高めること、ツールボックスのように研究開発の成果をデータベース化して閲覧できるようにすること、地域との関わりにおいて「地元学」を各プロジェクトで共通に意識して推進する上で、「地元学」の取り入れ方の方法論を確立すべきである。

研究開発プロジェクトの弱点となっている CO2 削減量の評価方法については、交通システムのようなタスクフォースだけでは不十分であり、今後はチームマイナス 80 (TM80) を更に強化し、主体となって方法論開発を行うことも検討すべきである。

本研究開発領域・プログラムの掲げる高い目標に向けて、各地域で取組みがなされており評価する。目標が高い故に、達成するためには、領域総括の強い牽引だけでは限界がある。マネジメントする側の仕組みづくりも検討する必要があると考える。各研究開発プロジェクトに共通する課題を集約し、研究開発プロジェクト側にフィードバックを行い、プロジェクトが担うべき役割を意識化し、研究開発領域・プログラムの目標に整合する研究開発が推進されることを期待する。

4-6. 留意事項等

研究開発を推進するにあたり、現場で「地域に根ざした」実践に苦労している若手研究者に対し、どのような学術的成果を出し、キャリアパスを切り開いてもらうか、という点についても検討していく必要があるのではないかと考える。また、「地域に根ざした」という視点を重要視するのであれば、持続性を保つために、地域のニーズを汲んだ上で、研究を推進することが大切である。「脱温暖化・環境共生社会」という視点からは、都市部における CO2 削減についても強力に取り組むことも重要である。領域全体に投入される予算額に期待される成果の費用対効果を考えると、CO2 削減においてどれだけの効果が期待できるのかを明確にする必要がある。

検討経緯

平成 22 年度第 3 回評価委員会

平成 22 年 1 月 29 日

議事：

1. 評価の予定と進め方について
2. 評価項目について

平成 22 年度第 1 回「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」分科会

平成 22 年 1 月 14 日 / 1 月 15 日（2 日間に分けて開催）

議事：

1. 評価の進め方について
2. 評価対象課題プレゼンテーション
3. 総合討論

平成 22 年度第 2 回「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」分科会

平成 23 年 1 月 26 日

議事：

1. 分科会報告書について
2. 総合評価について

平成 22 年度第 4 回評価委員会

平成 23 年 3 月 25 日

議事：

1. 評価対象課題プレゼンテーション
2. 「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」分科会報告
3. 評価について

社会技術研究開発事業に係る課題評価の方法等に関する達

	(平成17年7月8日	平成17年達第91号)
改正	(平成18年11月22日	平成18年達第99号)
改正	(平成19年1月24日	平成19年達第4号)
改正	(平成19年4月11日	平成19年達第72号)
改正	(平成19年6月13日	平成19年達第80号)
改正	(平成19年11月28日	平成19年達第124号)
改正	(平成20年3月26日	平成20年達第27号)
改正	(平成22年6月23日	平成22年達第105号)

目次

- 第1章 総則
- 第2章 研究開発領域に係る評価
 - 第1節 研究開発領域の評価
 - 第2節 研究開発領域における研究開発プログラムの評価
 - 第3節 研究開発領域における研究開発プログラムに係る研究開発プロジェクトの評価
 - 第4節 研究開発領域におけるプロジェクト企画調査の評価
- 第3章 問題解決型サービス科学研究開発プログラムに係る評価
 - 第1節 問題解決型サービス科学研究開発プログラムの評価
 - 第2節 サービス科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価
 - 第3節 サービス科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価
- 第4章 研究開発成果実装支援プログラムに係る評価
- 第5章 評価方法等の周知、改善等

第1章 総則

(目的)

第1条 この達は、事業に係る評価実施に関する達（平成15年達第44号）に定めるもののほか、同達第4条第2号の規定に基づき、社会技術研究開発事業に係る課題評価の方法等を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 社会技術研究開発事業の目的は、社会における具体的問題の解決を図り、以て社会の安寧に資することにある。このため、評価にあたっては、社会問題の解決に取り組む者、自然科学に携わる者、人文・社会科学に携わる者等による評価を含めるとともに、外部有識者による中立で公正な評価を行うことを基本方針とする。

(評価における利害関係者の排除等)

第3条 評価にあたっては、公正で透明な評価を行う観点から、利害関係者が加わらないものとする。

2 利害関係者の範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 被評価者と親族関係にある者

- (2) 被評価者と大学、国研等の研究機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業に所属している者
- (3) 緊密な共同研究を行う者
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは被評価者の研究課題の中での研究分担者など、被評価者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- (4) 被評価者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者
- (5) 被評価者の研究開発プロジェクトと直接的な競争関係にある者
- (6) その他社会技術研究開発センター（以下「センター」という。）が利害関係者と判断した場合
(評価の担当部室)

第4条 この達における評価の事務は、センター企画運営室が行う。

第2章 研究開発領域に係る評価

第1節 研究開発領域の評価

(評価の実施時期)

第5条 研究開発領域の評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価
研究開発領域の設定並びに領域総括及び領域アドバイザーの選定の前に実施する。
- (2) 中間評価
研究開発領域の期間が5年を超える場合に、研究開発領域の発足後、3～4年程度を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。
- (3) 事後評価
研究開発領域の終了後できるだけ早い時期に実施する。

(事前評価)

第6条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
研究開発領域の設定並びに領域総括及び領域アドバイザーの選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発領域
 - a 第2条に定める社会技術研究開発の目的に沿ったものであること。
 - b 社会における必要性、優先性及び解決可能性並びに政策的要請について十分考慮したものであること。
 - c 研究開発目標が具体的かつ明確であること。
 - イ 領域総括
 - a 当該研究開発領域について、先見性及び洞察力を有していること。
 - b 研究開発プログラム及び研究開発プロジェクト（以下「研究開発プログラム等」

という。)の効果的・効率的な推進を目指し、適切な研究開発マネジメントを行う経験及び能力を有していること。

ウ 領域アドバイザー

当該研究開発領域について、領域総括に対し適切な助言を行うための専門性を有していること。

(3) 評価者

社会技術研究開発センター運営協議会（以下「協議会」という。）が行う。

(4) 評価の手続き

センターの調査結果等を基に、協議会が評価を行う。

(中間評価)

第7条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 中間評価の目的

研究開発領域の目標の達成に向けた状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分を行うなど、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

社会技術研究開発センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う。

(4) 評価の手続き

評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第8条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発領域の目標の達成状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、今後の事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発領域の目標の達成状況

イ 研究開発マネジメントの状況

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第2節 研究開発領域における研究開発プログラムの評価

(評価の実施時期)

第9条 研究開発領域における研究開発プログラムの評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価

研究開発プログラムの設定前に実施する。

(2) 中間評価

研究開発プログラムの期間が5年を超える場合に、研究開発プログラムの開始後3～4年程度を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。

(3) 事後評価

研究開発プログラムの終了後できるだけ早い時期に実施する。

(研究開発領域評価と研究開発プログラム評価との関係)

第10条 前条第2号、第3号に定める中間評価、事後評価において、1研究開発領域が1研究開発プログラムで構成されている場合には、当該研究開発領域の評価に当該研究開発プログラムの評価を包含する形で行うことができる。

(事前評価)

第11条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価の目的

研究開発プログラムの設定に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プログラム

a 第6条第2号に定める研究開発領域の研究開発目標達成のため、適切なものであること。

b 同じ問題領域を扱う大きな研究開発活動が他になく、優れた研究開発提案が相当数見込まれること。

c 研究開発目標が具体的かつ明確に設定できること。

(3) 評価者

協議会が行う。

(4) 評価の手続き

センターが行う調査の結果等に基づき、研究開発プログラムの案を領域総括が作成し、第6条に定める研究開発領域の事前評価に含めて協議会が評価を行う。

(中間評価)

第12条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 中間評価の目的

研究開発プログラム毎に、研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第13条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プログラムの達成状況

イ 研究開発マネジメントの状況

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第3節 研究開発領域における研究開発プログラムに係る研究開発プロジェクトの評価

(評価の実施時期)

第14条 研究開発領域における研究開発プログラムに係る研究開発プロジェクト評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価

研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定前に実施する。

(2) 中間評価

研究開発予定期間が5年以上を有する研究開発プロジェクトについて、研究開発開始後、3年程度を目安として実施する。なお、5年未満の研究開発プロジェクトについても、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。

(3) 事後評価

研究開発終了後できるだけ早い時期に実施する。

(4) 追跡評価

追跡評価の実施時期については、別に定める。

(事前評価)

第15条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価の目的

研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プロジェクト

a 第10条第2号に定める研究開発プログラムの研究開発目標に添った研究開発提案であること。

b 現実の社会問題解決に資する具体的な成果が見込まれること。

イ 研究代表者

多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発チームの責任者として、研究開発全体に責務を負い、推進することができる者であること。

ウ 研究開発計画

適切な研究開発実施体制、実施規模であること。

(3) 評価者

領域総括が領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

応募のあった研究開発提案について、研究開発プログラム毎に、評価者が書類選考と面接選考により、研究開発プロジェクト及び研究代表者を選考する。

研究開発プロジェクトの提案のうち、提案を具体化するための調査研究を実施する必要があると評価された場合には、「プロジェクト企画調査」として採択することができる。

選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(中間評価)

第16条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 中間評価の目的

研究開発プロジェクト毎に、研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

ウ その他

なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第17条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プロジェクトの目標の達成状況

イ 社会的貢献等の状況及び将来展開の可能性

ウ 研究開発を通じての新たな知見の取得等の研究開発成果の状況

エ その他

なお、上記ア、イ及びウに関する具体的基準並びにエについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第18条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 追跡評価の目的

研究開発終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究開発成果の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発成果の発展状況や活用状況（特に、目標とした社会問題の解決に対する貢献）

イ 研究開発成果がもたらした科学技術的、社会的及び経済的な効果・効用及び波及効果（特に、社会技術研究開発の進展への貢献）

ウ その他

なお、ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

外部専門家が行う。

(4) 評価の手続き

ア 研究開発終了後一定期間を経た後、研究開発成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況について、研究開発プロジェクトの追跡調査を行う。

イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。

ウ 評価は、研究開発領域としての評価の意義も有することを踏まえて行う。

第4節 研究開発領域におけるプロジェクト企画調査の評価

(評価の実施時期)

第19条 研究開発領域におけるプロジェクト企画調査の評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価
プロジェクト企画調査及び研究代表者の選定前に実施する。
- (2) 事後評価
プロジェクト企画調査終了後できるだけ早い時期に実施する。

(事前評価)

第20条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
プロジェクト企画調査及び研究代表者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア プロジェクト企画調査
第10条第2号に定める研究開発プログラムの研究開発目標に添った研究開発プロジェクトの提案の準備に資する調査研究であること。
 - イ 研究代表者
多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発プロジェクトの提案を準備する責任者として、準備のための調査研究に責務を負い、推進することができる者であること。
 - ウ プロジェクト企画調査計画
定められた期間内に研究開発プロジェクトの提案の準備のための調査研究を行うのに適切な実施体制、実施規模であること。
- (3) 評価者
領域総括が領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き
応募のあったプロジェクト企画調査の提案及び研究開発プロジェクトの提案について、研究開発プログラム毎に、評価者が書類選考と面接選考により、プロジェクト企画調査及び研究代表者を選考する。
選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第21条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的
プロジェクト企画調査の目標の達成状況及び研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア プロジェクト企画調査の目標の達成状況
 - イ 研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況
なお、ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決

定する。

(3) 評価者

領域総括が領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

プロジェクト企画調査毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第3章 問題解決型サービス科学研究開発プログラムに係る評価

第1節 問題解決型サービス科学研究開発プログラムの評価

(評価の実施時期)

第22条 問題解決型サービス科学研究開発プログラム（以下「サービス科学プログラム」という。）の評価は、サービス科学プログラムの実施期間中、5年毎を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

(評価の目的等)

第23条 評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 目的

研究開発の進捗状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第2節 サービス科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価

(評価の実施時期)

第24条 サービス科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

(1) 事前評価

研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定前に実施する。

(2) 事後評価

研究開発プロジェクト終了後できるだけ早い時期に実施する。

(3) 追跡評価

追跡評価の実施時期については、別に定める。

(事前評価)

第25条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価の目的

研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プロジェクト

a サービス科学プログラムの目的に添った研究開発提案であること。

b 社会における具体的な問題の解決を指向していること。

イ 研究代表者

多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発チームの責任者として、研究開発全体に責務を負い、推進することができる者であること。

ウ 研究開発計画

適切な研究開発実施体制、実施規模であること。

(3) 評価者

プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

応募のあった研究開発提案について、評価者が書類選考と面接選考により、研究開発プロジェクト及び研究代表者を選考する。

研究開発プロジェクトの提案のうち、提案を具体化するための調査研究を実施する必要があると評価された場合には、「プロジェクト企画調査」として採択することができる。

選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第26条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プロジェクトの目標の達成状況

イ 社会的貢献等の研究開発成果が社会に与えた効果・効用及び波及効果の状況

ウ その他

なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、研究開発成果等の水準及びその将来展開を重視するという視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

評価委員会が行う。

- (4) 評価の手続き
評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第27条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 追跡評価の目的
研究開発終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究開発成果の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
ア 研究開発成果の発展状況や活用状況（特に、目標とした社会問題の解決に対する貢献）
イ 研究開発成果がもたらした科学技術的、社会的及び経済的な効果・効用及び波及効果（特に、社会技術研究開発の進展への貢献）
ウ その他
なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者
外部専門家が行う。
- (4) 評価の手続き
ア 研究開発終了後一定期間を経た後、研究開発成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況について、研究開発プロジェクトの追跡調査を行う。
イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。
ウ 評価は、サービス科学研究プログラムとしての評価の意義も有することを踏まえて行う。

第3節 サービス科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価

(評価の実施時期)

第28条 サービス科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査終了後できるだけ早い時期に事後評価を実施する。

(事後評価の目的等)

第29条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的
プロジェクト企画調査の目標の達成状況及び研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
ア プロジェクト企画調査の目標の達成状況
イ 研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況
なお、上記ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

- (3) 評価者
プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き
プロジェクト企画調査毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第4章 研究開発成果実装支援プログラムに係る評価

(評価の実施時期)

第30条 研究開発成果実装支援プログラムに係る評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価
実装支援の対象及び実装責任者の選定前に実施する。
- (2) 事後評価
実装支援終了後できるだけ早い時期に実施する。
- (3) 追跡評価
追跡評価の実施時期については、別に定める。

(事前評価)

第31条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
実装支援の対象及び実装責任者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 実装支援の対象
 - a 解決すべき具体的な社会問題が明確化され、実装の対象が特定されていること。
 - b 研究開発成果に基づいた実装の具体的な手段が提案されていること。
 - c 実装支援を受ける効果が分析され、明確化されていること
 - イ 実装責任者
実装の責任者として、実装の活動に責務を負い、推進することができる者であること。
 - ウ 実装計画
 - a 実装支援の目標達成に向け、適切な計画であること。
 - b 実装支援終了後も継続的な実装の実施が見込まれること。
 - c 適切な実施体制、実施規模であること。
- (3) 評価者
プログラム総括がプログラムアドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き
応募のあった実装支援の提案について、評価者が書類選考等により、実装支援の対象及び実装責任者を選考する。

選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第32条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

実装支援の目標の達成状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 実装支援の目標の達成状況

イ 実装支援終了後の実装の継続及び発展の可能性

なお、ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

プログラム総括がプログラムアドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

実装支援の対象毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第33条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 追跡評価の目的

実装支援終了後一定期間を経過した後、実装の継続状況や発展状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 実装の継続的な実施状況や発展状況

イ 実装がもたらした社会的・公共的な効果・効用及び波及効果

ウ その他

なお、ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

外部専門家が行う。

(4) 評価の手続き

ア 実装支援終了後一定期間を経た後、実装の継続状況や発展状況等について、実装支援の対象の追跡調査を行う。

イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。

第5章 評価方法等の周知、改善等

(被評価者への周知)

第34条 評価の担当部室は、評価の目的及び評価方法（評価時期、評価項目、評価基準及び評価手続き）を被評価者に予め周知するものとする。

(評価方法の改善等)

第35条 評価の手続きにおいて得られた被評価者の意見及び評価者の意見は、評価方法の改善等に役立てるものとする。

第6章 雑則

(その他)

第36条 この達に定めるもののほか、社会技術研究開発事業に係る課題評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この達は、平成17年7月8日から施行し、平成17年5月1日より適用する。

附 則（平成18年11月22日 平成18年達第99号）

この達は、平成18年11月22日から施行し、改正後の社会技術研究開発事業に係る課題評価の方法等に関する達の規定は、平成18年9月1日より適用する。

附 則（平成19年1月24日 平成19年達第4号）

この達は、平成19年2月1日から施行する。

附 則（平成19年4月11日 平成19年達第72号）

この達は、平成19年4月11日から施行する。

附 則（平成19年6月13日 平成19年達第80号）

この達は、平成19年6月13日から施行し、改正後の社会技術研究開発事業に係る課題評価の方法等に関する達の規定は、平成19年5月1日より適用する。

附 則（平成19年11月28日 平成19年達第124号）

この達は、平成19年11月28日から施行する。

附 則（平成20年3月26日 平成20年達第27号）

この達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月23日 平成22年達第105号）

この達は、平成22年6月23日から施行し、改正後の社会技術研究開発事業に係る課題評価の方法等に関する達の規定は、平成22年4月28日より適用する。